

H24.8.30

神奈川県

「特定個人情報保護評価指針素案（中間整理案）地方公共団体・地方独立行政法人向け」に対する意見

| 項目 | 意見・質問 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>1. 情報保護評価の目的を「プライバシー保護」としていることについて</p> <p>—主な該当箇所— 指針素案 p 8 個人情報保護法令遵守とプライバシー保護の差異</p> | <p>○特定個人情報は基本的に「個人識別性情報」ではないのか。</p> <p>○どういう場合に「個人識別性の無いプライバシー保護」が図られるのか。</p> <p>○「プライバシー保護」判断基準を示すべきと考えるが、どうか。</p> <p>○将来的にも、個人番号は、税・社会保障などの分野や公的事業者の利用に限定されるのか。民間利用についてどのように考えるのか。</p> | <p>○全国のそれぞれの地方自治体がそれぞれ独自に判断するとしても、よって立つ判断基準が必要ではないか。</p> <p>※神奈川県情報公開条例の運用規定では、「個人識別はできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、①個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるために、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある情報、②特許申請等をする前のアイデア等であって、公開することにより第三者が特許申請を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報、の2つを挙げている。</p> |
| <p>2. 評価実施方法の区分・適用方法について</p> <p>—主な該当箇所— しきい値評価書記載事項（案）</p> | <p>○「センシティブ情報」を取り扱う場合は、「しきい値評価」のみとはせず、重点項目評価以上の評価を行うべきではないか。</p> <p>○「しきい値評価」のみの場合においても、一定の外形審査（or 自己評価公表）は実施すべきではないか。</p> <p>○「重点項目評価」と「全項目評</p> | <p>○件数が少ないことをもって、センシティブ情報の取り扱いを緩める理由はないのではないか。</p> <p>※ ある事象を「事故」と見なすか否かは、主観的な判断が入る。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>価」を区分する判断基準は何か。(委託先での事故発生が多いことから、「委託」を含む場合は「全項目評価」とすべきではないか)</p> <p>○情報保護評価におけるしきい値評価の位置づけをどのように考えるのか。</p> | |
| <p>2-2. 早い段階からの評価実施について</p> <p>—主な該当箇所— 指針素案 p21 第5 情報保護評価の実施の仕組み</p> | <p>○制度・施策の設計段階からの評価実施について、トータル社会コストが真に低減するような制度設計を期待します。(制度設計段階の評価作業の結果、後のシステム要件定義段階作業の作業量低減が適切に誘導されることを期待します。)</p> | <p>※環境アセスメントの世界では、日本における計画段階アセスがトータル社会コストの低減に必ずしも繋がっていない、との指摘があるため。</p> |
| <p>3. 地方公共団体等における承認者について</p> <p>—該当箇所— 指針素案 p23 地方公共団体等における承認者</p> | <p>○国と異なり、首長が公選制であることや、個人情報保護条例等による「審議会の審査(諮問答申)+実施機関による決定」という方式が定着していることを踏まえ、同方式を主として想定するのがよいのではないか。</p> <p>○(上記方式による場合には)小規模地方公共団体等への配慮については、都道府県等の審議会に審査を委託する方式の可能性を検討してもよいのではないか。</p> | <p>※「プライバシー保護」の「判断基準」が提示されないのであればなおさら。</p> |
| <p>4. 地方公共団体等が行う情報保護評価に対する国民意見の聴取について</p> <p>—該当箇所— 指針素案 p29 イ 全項目評価の実施方法</p> | <p>○審議会審査が行われるのであれば、審議会審査は公開されているので、意見聴取手続きは不要としても良いのではないか。(審査・承認後も評価書公表により国民意見提出の機会が開かれている)</p> | |
| <p>5. 情報保護評価の対象外とするファイルについて</p> | <p>○会計検査院のファイルを対象外とするのは、会計検査院の地位に鑑みてか、情報の種類に着</p> | <p>※行政機関個人情報保護法では、会計検査院は対象となっているのでは。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>－該当箇所－ 指針素案 p18 3 例外となるファイル</p> | <p>目してのことか。除外についての考え方を整理すべきである。(県警捜査、税務調査、各種告発調査なども対象外とすべきか。)</p> | <p>個人情報保護条例では、県警は対象機関に含まれている。</p> |
| <p>6. 死者情報の取り扱いについて</p> <p>－該当箇所－ 全項目評価書記載事項(案) [11-7 死者の情報]</p> | <p>○死者情報とプライバシー保護の関係をどのように考えているのか、提示されたい。</p> <p>○評価書の「11.特定個人情報の安全管理」の1項目として整理されているのは、情報の管理のみを対象としているためか、権利行使に影響を与えることはないか。</p> | <p>※死者情報の取り扱いも評価するのであれば、評価項目全般に関わるのではないか。</p> <p>※死者の情報について、任意代理人による開示等の請求を認めるのか。</p> |
| <p>7. 評価書の内容等について</p> <p>－該当箇所－ 全項目評価書記載事項(案) [8-6 再委託先での利用方法・管理方法] [11-5 過去の事項を踏まえた対応]</p> | <p>○再委託に関しても委託と同様に、その必要性、閲覧・更新の制限等の記載欄を設ける必要があると考える。</p> <p>○事故発生の有無に関係なく「事故に備えた対応」を記載し、事故防止対策や事故発生への対応マニュアルの作成状況や、過去の対応実績も確認できるようにすることが適当と考える。</p> | <p>○再委託の許諾方法、許諾基準を定める必要はないか。</p> |
| <p>8. 抽出点検の実施タイミングについて</p> <p>－該当箇所－ 指針素案 p27 イ 重点項目評価の実施方法</p> | <p>○評価書の提出前に行うのか、提出後に行うのか。どちらを想定しているのか。</p> | <p>○点検の基準、対応方針を定める必要はないか。</p> |
| <p>9. 評価書の記載内容の変更について</p> <p>－該当箇所－ 指針素案 p19 4 対象となる変更</p> | <p>○記載内容を変更した場合であって、保護評価を再度実施する必要がないと判断できる「軽微」なものはないか。</p> | <p>○評価書に変更が生じた場合、保護評価を再度実施するとされているため</p> |